

○「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

| 改 訂 後   | 改 訂 前  |
|---|--|
| <p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係<br/>[4-1、4-2 略]</p> <p>4-3 府令第4条第3項各号及び第12項各号に規定する意見並びに同条第17項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p> <p>4-4 府令第4条第7項、第14項及び第19項に規定する追記情報は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p> <p>4-5 府令第4条第24項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。<br/>1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。<br/>2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p> <p>4-6 府令第4条第25項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。<br/>1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。<br/>2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に</p> | <p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係<br/>[4-1、4-2 同左]</p> <p>4-3 府令第4条第3項各号及び第11項各号に規定する意見並びに同条第16項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p> <p>4-4 府令第4条第6項、第13項及び第18項に規定する追記情報は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p> <p>4-5 府令第4条第23項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。<br/>1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。<br/>2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p> <p>4-6 府令第4条第24項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。<br/>1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。<br/>2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に</p> |

定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

4-7 府令第 4 条第 27 項の規定の適用に関して、中間監査の対象となった中間連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

4-8 府令第 4 条第 28 項の規定の適用に関して、四半期レビューの対象となった四半期連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

4-7 府令第 4 条第 26 項の規定の適用に関して、中間監査の対象となった中間連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

4-8 府令第 4 条第 27 項の規定の適用に関して、四半期レビューの対象となった四半期連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。